

【児童手当認定請求書記入例】

- ① 提出される日をご記入ください。請求者でない方がお持ちになる場合は、委任状等の代理権が確認できるものをお持ちください。
- ② 原則、父母のいずれかで、恒常的に所得の高い方が請求者となります。所得に差がない場合は以下のことも考慮されます。
○どちらの健康保険の扶養に入っているか。
○どちらの税法上の扶養親族とされているか。
- ③ 12桁の個人番号をご記入ください。本人確認（番号確認と身元確認）のため、請求者の個人番号カード又は通知カードと運転免許証等をお持ちください。郵送の場合は、コピー（個人番号カードは両面）の同封をお願いします。
- ④ 携帯電話番号は、昼間、連絡を取ることができる方の番号をお願いします。
- ⑤ 所得の高い方を判断するため、記入していただくものです。源泉徴収票や、確定申告などの書類を参考に、税控除後のおよびその所得額をご記入ください。

児童手当 認定請求書

1 名古屋市長 関係書類を添付し、下記のとおり認定請求します。この認定請求について必要な場合は、名古屋市において、自己及び同居する又は生計を同じくする者の所得資料等を確認されることとなります。

2 名 名古屋 太郎 (郵) 性別 男 女 生年月日 昭和 52 年 4 月 2 日 年齢 11 歳 11 月 11 日

3 住所 名古屋市中 区 三の丸三丁目1番1号 電話番号 052-111-2222

4 請求者 請求者 名古屋市への転入日(平成) 28年 4月 20日 転入後 配偶者 転入先住所(三重県〇市▲町5丁目4番地) (本人・配偶者) 電話番号 090-9876-5432

5 収入 約 530 万円 勤務先 名称: 名古屋商事(株) 電話: 052-758-4402

6 健康保険 社会保険 名古屋市国民健康保険 私学共済 その他(国民健康保険) 生活保護 (厚生年金・国民年金) その他()

7 配偶者 氏名 名古屋 花子 住所 三重県〇市▲町5丁目4番地 生年月日 昭和 50 年 9 月 10 日 年齢 50 歳 9 月 10 日 収入 約 100 万円

8 振込先 振込先機関 三井東京 UFJ 名古屋 市役所 口座名義人(カナ) ナコノヤ タロウ

9 18歳未満の子どもの氏名、続柄、生年月日、同居・別居・海外留学の別、監督・保護の有無、生計関係、保育所や学校入所施設等の名称

氏名	続柄	生年月日	同居・別居・海外留学の別	監督・保護の有無	生計関係	保育所や学校入所施設等の名称
名古屋 一郎	子	H 11. 11. 12	<input checked="" type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居 <input type="checkbox"/> 海外留学	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 同一 <input type="checkbox"/> 維持	名古屋高校
名古屋 次郎	子	H 20. 9. 9	<input checked="" type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居 <input type="checkbox"/> 海外留学	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 同一 <input type="checkbox"/> 維持	▲▲小学校
名古屋 三郎	子	H 26. 7. 22	<input checked="" type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居 <input type="checkbox"/> 海外留学	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 同一 <input type="checkbox"/> 維持	

10 別居する子どもの住所(市外の場合は子どもの属する市町村の児童養護施設等の住所を添付) 三重県〇市▲町5丁目4番地

11 配偶者(請求者の妻又は夫)の状況について、チェック及び必要事項の記入をお願いします。

- ⑦ 配偶者（請求者の妻又は夫）の状況について、チェック及び必要事項の記入をお願いします。
- ⑧ 口座名義人は請求者本人名義に限ります。配偶者や子ども名義の口座などは指定できません。確認のため、通帳又はキャッシュカードをお持ちください。郵送の場合は、コピーの同封をお願いします。
- ⑨ 手当の対象となる子どもは中学校卒業前の子どもですが、18歳までの子どもの人数によって手当月額が変動することがありますので、18歳に達した後、最初の3月31日を迎えるまでの子どもについて、記入及び必要箇所をチェックをお願いします。住民票の住所と実居住地が相違する場合は、その実態に合わせてご記入ください。
- ⑩ 子どもが通っている保育所や学校等の名称、施設に入所している場合は施設名称をご記入ください。
- ⑪ 子どもと別居している方は、記入例を参考に、具体的に別居の理由や養育状況をご記入ください。また、子どもが名古屋市外に居住する場合は、子どもの属する世帯全員の続柄が記載された住民票を同封してください。子どもが海外留学中の場合は、厚生労働省が定める各種要件に該当する必要があります。詳しくはお問い合わせください。

【言葉の解説】

○監督・保護の有無とは？
子どもの日常生活の面倒を見ている場合は、監督・保護の有無は「有」となります。子どもと別居していても、頻りに連絡を取り合うなど、常に子どもを気にかけていて、子どもとの関係も良好であれば、監督・保護の有無は「有」となります。

○生計関係の「同一」と「維持」の違いは？
父母が子どもと同居し、共に生活をしていれば原則「同一」となります。父母が別居している場合でも、生計を「維持」している場合は「同一」とみなすものとされています。
なお、父母が共に生計の「同一」に該当する場合は、生計を維持する程度が高い方（生計中心者）に受給していただくことになります。
生計の「維持」は生計費の大半を支出していることを指し、父母がいない場合に父母以外の方が手当を受給するには、父母が海外に居住している場合を除き、原則として生計を「維持」している必要があります。